

かすみがうら 広報 6 2019

kasumigaura public relations

お知らせ版

風水害に係る避難発令基準などの見直し

水害・土砂災害の避難情報などの伝え方が変わります

国において、水害や土砂災害時に市町村が出す避難情報などを、警戒レベルとして5段階に分けて住民にわかりやすく発信することを盛り込んだ「避難勧告等に関するガイドラインの改定版」が公表されました。これに伴い、今年の出水期(梅雨や台風の時期)から、「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されます。「自らの命は自らが守る」意識を持ち、どの警戒レベルで自分がどのような行動を取るべきなのかを、もう一度確認しておきましょう。☎ 総務課(千代田庁舎)

避難情報など		
警戒レベル	避難行動など	避難情報など
警戒レベル 5	すでに災害が発生している状況 命を守るための最善の行動を とりましょう	災害発生情報 災害が実際に発生している (市町村が発令)
警戒レベル 4	速やかに避難先へ避難 避難場所までの移動が危険と 思われる場合は、近くの安全 な場所や自宅内のより安全な 場所に避難しましょう	避難指示(緊急) 避難勧告 地域の状況に応じて緊急 的、重ねて避難を促す場合 (市町村が発令)
警戒レベル 3	高齢の方、障害のある方、 乳幼児などとその支援者 は避難 その他の方は、避難の準備を しましょう	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難行動を確認 総合防災マップなどにより自 らの避難行動を確認しましょう	
警戒レベル 1	災害への心構え 早期注意情報を確認し、災害 への心構えを高めましょう	

防災気象情報

これらは、住民の皆さんが
自主的に避難行動をとる
ために参考とする情報です

はん濫発生情報
大雨特別警報
はん濫危険情報
土砂災害警戒情報
はん濫警戒情報
はん濫注意情報
大雨警報・洪水警報
洪水注意報
大雨注意報
早期注意情報

国土交通省、気象庁、都道府県が発表

▶ 市から「警戒レベル③、④」が発令された地域にお住まいの方は、速やかに避難してください。

◎呼びかけの一例 警戒レベル4 避難勧告の伝達文例

こちらは、防災かすみがうらです。〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

〇〇川がはん濫するおそれのある水位に到達しました。〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所、または屋内の高いところに避難してください。

◎詳細な内容は内閣府ホームページからご確認ください

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

▶ このお知らせは「かすみがうら市総合防災マップ」と一緒に保管し、ご活用ください。



内閣府 HP

くらし

認知症初期集中支援チーム

保健師・社会福祉士が、認知症サポート医の指導のもと、認知症が疑われる方や認知症の方およびそのご家族を訪問し、初期症状の初期、関わりの初期の支援を包括的・集中的におおむね6カ月）行い、自立生活のサポートをします。

活動内容 自宅での相談や様子確認、今後の支援を一緒に考え、適切な医療や介護につなげます。

対象者 市内在住の、40歳以上で在宅生活をしている、認知症が疑われる方または認知症の方で、要件に該当する方。

※要件など詳細な内容は「相談ください」。
☎ 0299 (59) 2111
☎ 地域包括支援センター

危険物安全週間

石油などをはじめとする危険物は、事業所などにおいて幅広く利用され、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

市では、危険物を取り扱う事業所の自主保安体制の確立を図るため、保安に対する意識の高揚および啓発を推進します。危険物安全週間

6月2日回〜8日回

太陽光発電設備に関する条例意見募集

かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例制定に向けた意見公募を実施します。

期 間 7月1日回から7月19日回

対象者 市内に在住、在勤、在学する方、その他利害関係者

※詳細は市ホームページ、総務課（千代田庁舎）、生活環境課（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所、☎ 確認ください。

☎ 生活環境課（霞ヶ浦庁舎）

茨城国体開会式・閉会式観覧者募集

いきいき茨城ゆめ国体・大会の開会式、閉会式の一般観覧者を募集します。

【申込方法】

①インターネット

②申込用紙を郵送または持参

※申込用紙はホームページ、各窓口（千代田窓ロセンター、霞ヶ浦窓ロセンター、中央出張所）にあります。希望される方は申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送または実行委員会まで持参してください。

【実行委員会】茨城県水戸市笠原978番6

☎ 029-0201 (81) 5091



茨城・茨会
き国き大
いゆめい
きゆめい
い城い城
一般観覧申



茨城・茨会
き国き大
いゆめい
きゆめい
い城い城
ホームページ

☎ 0299 (59) 0119

☎ 0299 (59) 0119

☎ 0299 (59) 0119

☎ 0299 (59) 0119

危険物安全週間推進標語

無事故への構え 一分の 隙も無く

☎ 消防本部 ☎ 0299 (59) 0119

植えてはいけない「けし」に協力を

「けし」の仲間には、春から色鮮やかで美しい花を咲かせます。しかし、「けし」の仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。植えてはいけない「けし」を発見した場合、ご連絡をお願いします。

☎ 土浦保健所 ☎ 029 (821) 5304

募集

統計調査員の募集

統計調査員は、調査対象（世帯や事業所など）を訪問して、調査票の記入依頼や回収した調査票の点検・整理を行うなど、重要な役割を担っています。

条件 ① 満20歳以上 ② 責任をもちて調査活動に取り組める ③ 調査上知り得た事項を他に漏らさない ④ 税務・警察・選挙に直接関係がない ⑤ 暴力団または暴力団員と密接な関係がない

報酬 調査により異なりますが、おおむね2万〜5万円です。

※事前に登録が必要となりますので、申し込み方法など詳細は市ホームページをご覧ください。



☎ 政策経営課千代田庁舎

みんなでワイワイつながる広場（要予約）

日 時 6月21日 午前10時〜11時半

場 所 あじさい館

募 集 10組（0歳から3歳までの子どもとその保護者）先着順

持ち物 飲み物、おやつ、はさみ、制作物持ち帰り用袋

※6月7日 午前8時半から予約受付

☎ 子ども家庭課子ども未来室千代田庁舎

親子のよい歯の「ンクル

「02020・6424運動」の一環として、親子のよい歯の「ンクル」を実施します。

対 象 満3歳から6歳までの未就学児とその母親または父親

応募方法 ハガキに親子の①氏名②生年月日③住所④電話番号⑤かかりつけまたは最寄りの歯科医院を記入し、茨城県歯科医師会へ郵送またはFAX0299 (253) 1075までお申し込みください。

応募期限 6月28日 必着

※入賞歴のある方の再応募は、「遠慮願います」。

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

☎ 茨城県歯科医師会 ☎ 0299 (253) 1075

02020高齢者よい歯「ンクル

「02020・6424運動」の推進として、02020高齢者よい歯の「ンクル」を実施します。

対 象 80歳以上で自分の歯を20本以上保っている方

かすみがうら市推奨品候補を募集

市内産農林水産物やその加工品の中から、「湖山の宝」の推奨品としてふさわしいものを選定します。推奨品に認定されると、推奨証の「マーク」を使用できます。

【推奨品として認定するもの】

市内に住所または事業所がある生産者と団体による市内の農林水産物またはその加工品で、市の推奨品として、その認知・信頼性を高め、需要拡大の促進や市の産業振興に資すると認められるもの。

【農林水産物】

①〜⑤のいずれかに該当する農林水産物で、「霞ヶ浦の環境にやさしい農林水産業」に取り組んでいることが認められるもの。

① エコファーマーの認証を取得しているもの

② 有機農産物であるもの③ いばらき「農産物（特別栽培を含む）」の認証を取得しているもの④ 基礎GAPなどに取り組むとともに、環境負荷の少ない農業に取り組んでいると認められるもの⑤ 国または県において催された展示会・品評会などで入賞したものの

【加工品】

① および②のいずれにも該当するもので、市特産品でないもの。

① 質が優れており、認められるもの

② 郷土色が豊かなもの

【申込期限】 12月6日 金

※申込用紙は、農林水産課または市ホームページにおいてダウンロードできます。

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

☎ 農林水産課（霞ヶ浦庁舎）

相談

なんでもかんでも相談

「子ども将来、相続や不動産、離婚問題など」で困っているなど、些細なことでも専門的なことであなたの悩みをお聞かせします。

日 時 6月15日 午後1時半〜4時半

場 所 やまゆり館

※司法書士、行政書士による法律相談は予約制となります。

☎ 社会福祉協議会 ☎ 0299 (888) 2222

若者の就労相談

「働きたい、働かねば」と思っているあなたに就職をサポートします。

日 時 6月10日 午後1時〜5時

場 所 勤労青少年ホーム

対象者 15歳から39歳の本人および家族

☎ いばらき県南若者サポートステーション「ハ

☎ いばらき県南若者サポートステーション「ハ

☎ いばらき県南若者サポートステーション「ハ

有料広告欄

有料広告欄

タクシー利用料金の助成

60 歳以上の方の新たな交通利用支援として、タクシー利用料金を助成します

かすみがうら市地域公共交通会議では、新たな公共交通利用支援策として、令和元年 10 月 1 日から利用できる「タクシー利用助成券」を交付します。

問 政策経営課(千代田庁舎)

▶ 申請受付開始日 7 月 1 日(月)



▶ 助成対象者

本市に住所がある方で、申請時に次の要件をすべて満たす方

- ◎ 令和元年 10 月 1 日現在で満 60 歳以上の方
- ◎ 運転免許証(原動付自転車免許を除く。)の交付を受けていない方
- ◎ かすみがうら市要援護高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業において、助成券の交付を受けていない方およびその受給資格を有していない方
- ◎ 医療機関に入院または介護保険の施設などに入居していない方
- ◎ 世帯全員に市税などの滞納がない方
- ◎ 運転免許証の取消処分を受けていない方



▶ 交付枚数

- ◎ 500 円分のタクシー利用助成券を月当たり 6 枚(年度末まで一括交付)
- ◎ 500 円分のタクシー利用相乗り券を年間最大 5 枚(半年で 3 枚)

【タクシー利用助成券】1 回の乗車につき 1 人 1 枚に限り使用できます。

【タクシー利用相乗り券】2 人以上の助成対象者がタクシーを同乗利用した場合に限り、1 回の乗車につき助成券に加えて 1 人 1 枚使用できます。

※年度の途中で対象者となった場合

申請し交付決定のあった月から年度末(3 月 31 日)までの月数に、6 枚を乗じた枚数のタクシー利用助成券と 0.4 を乗じた枚数(小数点以下切り上げ)のタクシー利用相乗り券を一括で交付します。

▶ 利用可能なタクシー事業者

事業者	住所	電話番号
(有) 千代田タクシー	かすみがうら市稲吉 5-3-9	029-831-3275
(有) 美並タクシー	かすみがうら市深谷 3430-1	029-897-0024

▶ 申請方法

必要事項を記入したタクシー利用助成券交付申請書を、市地域公共交通会議事務局(千代田庁舎政策経営課内)に持参もしくは郵送してください。

- ◎ 申請書は、市ホームページからダウンロードするか、市地域公共交通会議事務局、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所の窓口で取得できます。
- ◎ 申請書の受付窓口は、平日午前 9 時～午後 5 時まで(国 国 祝 年末年始を除きます。)
- ◎ 窓口で申請される方は、必ずはんこを持参してください。
- ◎ 専用フォーム(24 時間申請可能)からも申請できます。

※市ホームページ「くらし・手続き」→「公共交通」→「タクシー助成券」の専用フォームからも申請が可能です。

▶ 助成券の交付決定

9 月中旬までに交付申請の手続きを行い、審査の結果、助成対象者となる方には、10 月から 3 月末日までの間に使用できるタクシー利用助成券 36 枚と相乗り券 3 枚を、9 月下旬までに自宅に郵送します。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。「くらし・手続き」→「公共交通」→「タクシー助成券」

